

令和5年3月7日

令和5年度平敷屋地区旅客待合所トイレ清掃業務について
(契約前公表)

うるま市長 中村 正人



うるま市契約規則第44条第2項第1号及び地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に従い、令和5年度契約予定の「令和5年度平敷屋地区旅客待合所トイレ清掃業務」について、下記のとおり公表する。

記

1. 契約内容

業務名：令和5年度平敷屋地区旅客待合所トイレ清掃業務

業務場所：平敷屋地区旅客待合所（うるま市勝連平敷屋3784-21）

業務内容：平敷屋地区旅客待合所トイレ清掃（清掃は、週2回とし、基本的に土曜日、日曜日に実施すること。令和5年度は、計106回の予定）

契約期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

2. 契約相手方の決定方法及び選考基準

以下の条件をすべて満たすことを要し、見積書を徴し最も低いものと契約する。

- ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する団体等であること。
- ②本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。

3. 申請方法

令和5年3月17日（金）までに、下記まで見積書の提出をお願いします。

4. 注意事項

令和5年度うるま市一般（特別）会計予算が議決されなかった場合は、本件契約を締結しないことがあります。

5. 問い合わせ先

住所 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市市民生活部 市民協働課 上地

TEL 098-973-5487

FAX 098-923-7186

うるま市契約規則第44条

2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法を公表すること。

(2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約状況を公表すること。

地方自治法施行令第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法

(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。